

消防用設備等の点検の範囲が拡大されました

有資格者による点検義務対象物の範囲の拡大

不特定の人々が入り出りする建物で屋内階段（避難経路）が1か所の建物に設置されている消防用設備等についても、平成15年10月1日から消防設備点検資格者又は消防設備士に点検させなければならないこととなりました（消防法施行令第36条第2項第3号）。

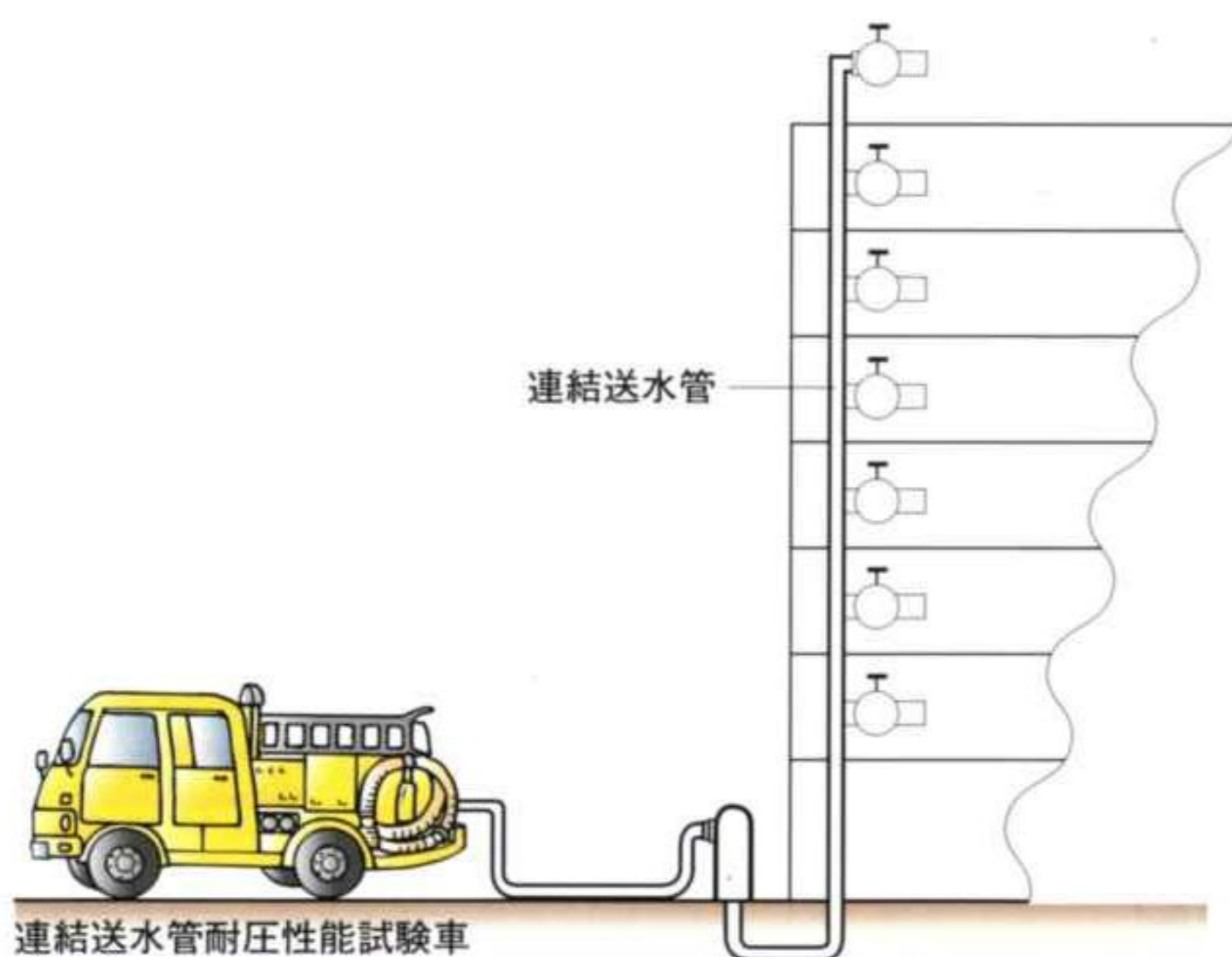


新たに加わった主な点検項目

「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」（昭和50年消防庁告示第14号）の改正により、平成14年7月1日から次の点検項目等が新たに加わりました。

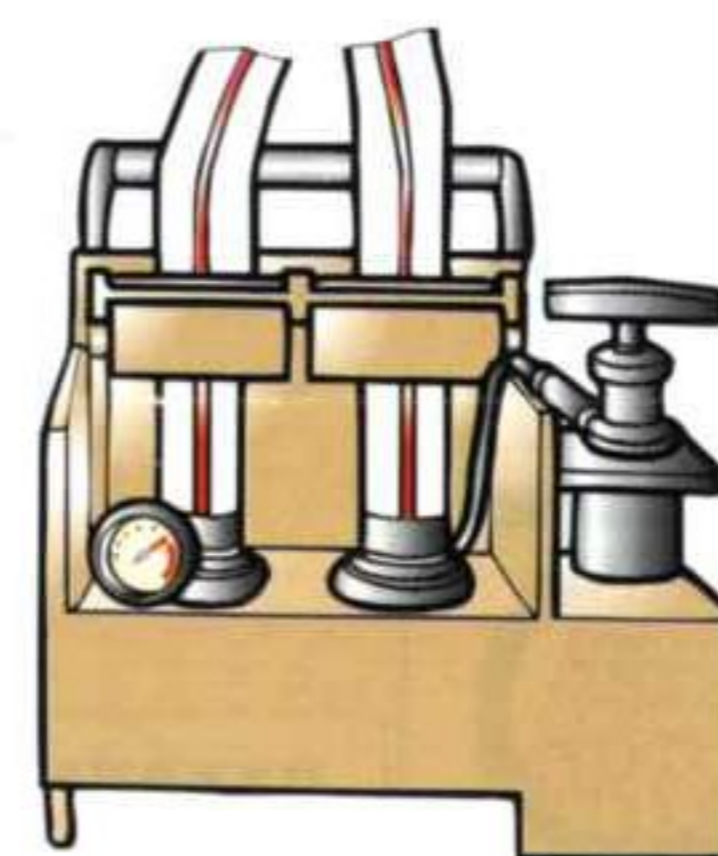
●連結送水管の配管の耐圧性能（耐圧試験）

配管を設置した日から10年を経過した日以降に点検を行うもの及び当該点検を行ってから3年を経過しているもの。ただし、屋内消火栓設備と当該配管を共用している部分は除かれます。



●ホースの耐圧性能（耐圧試験）

ホースの製造年の末日から10年を経過した日以降に点検を行うもの及び当該点検を行ってから3年を経過しているもの。



消防用ホース端末部耐圧試験機

ホースが使用されている
消防用設備等

屋内消火栓設備

（易操作性1号消火栓及び
2号消火栓のホースを除く。）

泡消火設備

屋外消火栓設備

動力消防ポンプ設備

連結送水管



●詳しくは、下記又は各都道府県消防設備保守協会にお問い合わせください。



Nishinohon Bohsai System Co.,Ltd.